

事務連絡  
令和4年9月30日  
(審査管理課扱い)

各保険医療機関  
各保険調剤薬局  
各訪問看護ステーション 御中

鹿児島県国民健康保険団体連合会  
審査管理課長 坪内 幹哉

後期高齢者医療における窓口負担割合の変更に伴う注意事項について

本会の事業運営につきましては、平素より御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

標記につきまして、令和4年10月診療分から、一定以上の所得がある方の窓口負担2割が導入されるため、「窓口負担割合」及び「特記事項」に変更があります。

「窓口負担割合」に変更がある場合は、レセプトの「本人・家族」欄及び「特記事項」と合致していることを御確認いただき、レセプトを作成していただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- ・今回の変更は後期高齢者医療に係るもので、国民健康保険については変更ありません。
- ・特記事項「29区エ」、「34多エ」は令和4年10月診療分以降使用しません。

令和4年9月診療分まで

窓口負担割合	「本人・家族」欄	特記事項
3割	9 高入7 0 高外7	26区ア
		31多ア※1
		27区イ
		32多イ※1
1割	7 高入一 8 高外一	28区ウ
		33多ウ※1
		29区エ
8 高外一	34多エ※2	
	30区オ	



令和4年10月診療分から

(後期のみ)

窓口負担割合	「本人・家族」欄	特記事項
3割	9 高入7 0 高外7	26区ア
		31多ア※1
		27区イ
		32多イ※1
2割	7 高入一 8 高外一	28区ウ
		33多ウ※1
1割	7 高入一 8 高外一	41区カ
		43多カ※2
		42区キ
8 高外一	44多キ※2	
		30区オ

※1 多数該当の場合の特記事項 : 公費51・54の入院の場合のみ

※2       "                               : 公費38・51・54の入院の場合のみ

